4 山形県公報

令和6年7月2日(火) 第516号

毎週火・金曜日発行

				•		
	目	次				
	規	則				
○食品衛生法の施行に関する規具	則の一部を改正する規則	ıJ		· (食品安	全衛生課)	745
	告	示				
○指定居宅サービス事業者の指記 ○指定介護予防サービス事業者の ○指定居宅サービス事業者の指記 ○障害者の日常生活及び社会生活 指定に係る事業の廃止 ○歳入の収納の事務の委託	の指定 定に係る事業の廃止 舌を総合的に支援するだ	とめの法律による	((指定障害福祉 (庄内総合支	同 同 Ŀサービス c庁地域保)) 事業者の 健福祉課)	···746 ··· 同
	公	告		.,		
○大規模小売店舗の新設の届出・			·····(商業	美振興・経	営支援課)	747
食品衛生法の施行に関する規則の 令和6年7月2日 形県規則第57号 食品衛生法の施行に関する		山形県知事		村	美栄子	
食品衛生法の施行に関する規則 第1条中「乳及び乳製品の成分 附 則 この規則は、公布の日から施行	規格等に関する省令」を				命令」に改	:める。
この残ればは、石川の日から帰口	告	示				
形県告示第495号 介護保険法(平成9年法律第123。 令和6年7月2日	3号)第41条第1項の規	定により、指定原	居宅サービス	事業者を	次のとおり	指定し
17年10年1万2日		山形県知事	吉	村	美栄子	•
指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及	ひ所在地	サービス	くの種類	指定年月	日
合同会社架け橋	かけはし訪問看護ステ 寒河江市元町四丁目3		/ 訪 問	看 護	令和 6. 4	1. 1

山形県告示第496号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年7月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社架け橋	かけはし訪問看護ステーション 寒河江市元町四丁目3-3カーサシャン	介護予防訪問看護	令和 6. 4. 1
	ティE		

山形県告示第497号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地		サービスの種類			廃止年月日		
社会福祉法人偕寿会	蓬仙園通所介護事業所	诵	所	介	護	△和 6	廃止年月日 	
1	上山市高野字下小屋176番地の1	地	ולו	71	丧	77 71 0.	5. 51	

山形県告示第498号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日		
株式会社ひまわり 鶴岡市稲生一丁目3番5号	訪問介護ひまわり 鶴岡市稲生一丁目3番5号	居宅介護	令和 6. 6.30		
株式会社ひまわり 鶴岡市稲生一丁目3番5号	訪問介護ひまわり 鶴岡市稲生一丁目3番5号	重度訪問介護	同		

山形県告示第499号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の収納の事務を委託した。

令和6年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定年月日
 - 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
 - 山形市小白川町二丁目3番31号
 - 令和6年5月10日
- 2 委託業務の名称
 - 山形県介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の収納事務
- 3 委託した収納の事務に係る歳入
 - 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料
- 4 委託契約の期間

令和6年5月17日から令和7年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び酒田市役所において令和6年11月5日まで縦覧に供する。

令和6年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地いろは蔵パーク

酒田市上本町8番4他

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名	称	住	所	代表者の氏名		
いろは蔵パー	ーク株式会社	酒田市下安町41番地の1		髙	橋	岡川

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	住 所	代	表者	の氏	名
株式会社トー屋	酒田市東町二丁目2番1号	荒	木	洋	_
株式会社良品計画	東京都文京区後楽二丁目5番1号	堂	前	宣	夫
一般社団法人酒田観光物産 協会	酒田市山居町一丁目1番20号	西	村		修
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31番8号	尾	田	信	夫
株式会社ジンズ	東京都千代田区神田錦町三丁目1番地	田	中		亮

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 - 令和7年2月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 5,261平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 247台
 - (2) 駐輪場の収容台数 40台
 - (3) 荷さばき施設の面積 480平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 18立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前7時
 - 口 閉店時刻 午後8時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後9時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

第516号 令和6年7月2日(火曜日) 山 形 県 公 報

- 8 届出年月日 令和6年6月18日
- 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年11月5日までに知事に提出することができ る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並 びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見